

議 長 日程第4「議案第39号松田町町営住宅基金条例」を議題といたします。  
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第39号松田町町営住宅基金条例を別紙のとおり制定する。令和元年12月  
3日提出、松田町長 本山博幸。  
提案理由。町営住宅等の修繕または改良等の資金に充てるため、町営住宅基金条例を制定したいので、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第39号松田町町営住宅基金条例について御説明させていただきます。1枚おめくりください。  
第1条、設置の目的でございます。目的といたしましては、町屋住宅・籠場住宅に係る将来的な大規模修繕等に対応していくために、両住宅から得られる家賃収入等から経常的な管理経費を支出し、残りの金額を原資といたしまして、毎年予算に計上してその一部を積み立てていくために基金条例を制定するものでございます。  
第2条、積立てでございますが、基金に積み立てる額は、年度ごとに一般会計歳入歳出予算で定めるものでございます。  
第3条、管理でございますが、基金の現金は、金融機関への預金など有利な方法で保管する規定でございます。  
第4条、運用益金の処理でございますが、基金から生ずる利子等については、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものでございます。  
第5条、繰替運用では、基金の現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる規定でございます。  
第6条、基金の使途では、第1条の目的を達成するために限り必要な財源に充てることのできる規定でございます。  
第7条は委任で、基金の管理について、町長への委任ができる規定でございます。

2ページ、次のページをお願いいたします。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。  
長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

ただいま議題となりました議案第39号松田町町営住宅基金条例は、総務文教  
常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議案第39号松田町町営住宅基金条例は、総務  
文教常任委員会へ付託の上、審査することに決定しました。総務文教常任委員  
会で議案第39号松田町町営住宅基金条例の審査をよろしく願いいたします。